



社会福祉法人輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

訪問介護、訪問入浴介護、短期入所、居宅介護支援、介護老人福祉施設

認知症対応型通所介護、配食サービス、在宅介護支援センター、日常生活支援総合事業



## ■ 「豆まき」のような？「アマメハギ」のような？ 節分 (2026/02/03)

### 「豆まき」のような？「アマメハギ」のような？ 節分

- ・1月はアウトブレイクのためレクリエーションや行事は全く行うことができませんでした
- ・職員が鬼に扮装して、入居者が投げる豆をよけながら楽しく「豆まき」を行いました
- ・時々鬼が強気になって 入居者の豆に立ち向かうこともあり 逆襲する場面もありました



・逆襲する鬼

・体を動かさないと足にマメができるぞ…………

アマメハギ？

## ■ 第51回衆議院議員選挙不在者投票 (2026/02/05)

- ・不在者投票を行いました
- ・輪島市選挙管理委員会の推薦があった方の立会の元、進められました
- ・入居者の皆さんへの思いを投票しました

## ■ 令和7年度石川県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の取組みについて (2026/02/05) 石川県長寿社会課 HP より

・介護従事者の賃上げや職場環境改善の取組を支援するため、介護従事者への賃上げ支援(月額 1 万円)、生産性向上や協働化に取組む事業者の介護職員に対する上乗せ(月額 5 千円)、介護職員の職場環境改善の支援(月額 4 千円相当)を行うものです。(国の令和 7 年度補正予算)

・**輪島市福祉会は令和7年度石川県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に取組み、職員の賃上げを行います**

(参考資料として、主な要件、対象となる経費を掲載しました)

主な要件

### ① 介護従事者への賃上げ支援

対象サービスの表 1、2 で掲げるサービス: 処遇改善加算を算定又は算定見込

対象サービスの表 3 で掲げるサービス: 下記のいずれかの取組を実施

(ア) ケアプランデータ連携システムに加入又は加入見込

(イ) 事業者が社会福祉連携推進法人に所属

(ウ) 処遇改善加算IVの算定に準ずる要件を満たす又は満たす見込

### ② 生産性向上や協働化に取組む事業者の介護職員に対する上乗せ

対象サービスの表 1 で掲げるサービス: 下記のいずれかの取組を実施

(ア) ケアプランデータ連携システムに加入又は加入見込

(イ) 事業者が社会福祉連携推進法人に所属

対象サービスの表 2 で掲げるサービス: 下記のいずれかの取組を実施

(ア) 生産性向上推進体制加算を算定又は算定見込

(イ) ケアプランデータ連携システムに加入又は加入見込

((介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、

((介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護のみ)

(ウ) 事業者が社会福祉連携推進法人に所属

対象サービスの表 3 で掲げるサービス: 対象外



### ③ 介護職員の職場環境改善の支援

対象サービスの表 1、2 で掲げるサービス:

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組を計画又は既に実施していること。

(ア) 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸など、現場の課題の見える化

(イ) 業務改善活動の体制構築

(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)

(ウ) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

※②の要件を満たしている場合、または令和 6 年度介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金の交付を受けている場合(石川県では令和 7 年 6 月末に交付)は、③の要件を満たしているものとします。

対象サービスの表 3 で掲げるサービス: 対象外

※要件に見込とあるものについては、申請時に算定又は加入を誓約すれば本事業の対象となります。

誓約した場合は、実績報告書の提出時までの対応が必要です。

対象となる経費

### ① 介護従事者への賃上げ支援

賃金改善経費(介護従事者の基本給、手当、賞与等の引上げ)

### ② 生産性向上や協働化に取組む事業者の介護職員に対する上乗せ

賃金改善経費(介護職員(介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。)の基本給、手当、賞与等の引上げ)

### ③ 介護職員の職場環境改善の支援

賃金改善絏費(介護職員(介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。)の基本給、手当、賞与等の引上げ)

職場環境改善等経費(介護助手を募集するための経費または職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費(介護テクノロジー等の機器購入費用への充当は不可))

## ■ 介護サービス事業所・介護保険施設の指定(許可)の更新について

- 平成18年4月の介護保険法改正により、介護サービス事業所・介護保険施設は、6年ごとに指定(許可)の更新を受けることとされました(介護保険法第70条の2など)
- 指定の有効期限までに指定更新の手続きを行わなければなりません。この指定更新の手続きを行わなかつた場合、指定の効力を失い、介護サービス事業所等として介護報酬の請求ができなくなります
- 今回、訪問介護、訪問入浴介護(介護予防)、デイサービス、短期入所(介護予防)、特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業の6事業が指定(許可)を受ける期間が令和8年3月31日までなので、1月から2月にかけて指定(許可)の更新申請を行いました

(参考) 輪島市福祉会が行っている事業の指定更新一覧表

### ■ 介護保険の指定更新

指定権者	事業の名称	介護保険事業所番号	更新年月日	有効期間満了日	有効期間
石川県	あての木園訪問介護センター	1770400016	令和2年4月1日	令和8年3月31日	6年間
石川県	あての木園訪問入浴介護センター(介護予防)	1770400016	令和2年4月1日	令和8年3月31日	6年間
石川県	あての木園デイサービスセンター	1770400016	令和2年4月1日	令和8年3月31日	6年間
石川県	あての木園短期入所センター(介護予防)	1770400016	令和2年4月1日	令和8年3月31日	6年間
石川県	特別養護老人ホームあての木園	1770400016	令和2年4月1日	令和8年3月31日	6年間

### ■ 居宅介護支援事業者の指定更新

指定権者	事業の名称	介護保険事業所番号	更新年月日	有効期間満了日	有効期間
輪島市	あての木園居宅介護支援事務所	1770400016	令和2年4月1日	令和8年3月31日	6年間
輪島市	あての木園ふげし居宅介護支援事務所	1770400206	令和6年5月1日	令和12年4月30日	6年間

### ■ 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの指定

指定権者	事業の名称	介護保険事業所番号	更新年月日	有効期間満了日	有効期間
輪島市	あての木園ふげしデイサービスセンター(介護予防)	1790400129	令和4年8月10日	令和10年8月9日	6年間

### ■ 輪島市介護予防・日常生活支援総合事業者の指定

指定権者	事業の名称	介護保険事業所番号	更新年月日	有効期間満了日	有効期間
輪島市	あての木園訪問介護センター	1770400016	令和6年4月1日	令和12年3月31日	6年間
輪島市	あての木園デイサービスセンター	1770400016	令和6年4月1日	令和12年3月31日	6年間

### ■ 穴水町介護予防・生活支援サービス事業者の指定

指定権者	事業の名称	介護保険事業所番号	更新年月日	有効期間満了日	有効期間
穴水町	あての木園訪問介護センター	1770400016	令和7年2月1日	令和13年1月31日	6年間

## ■ 短期入所(介護予防)の運営規程の変更

(2026/02/01)

- 併設短期入所 定員20人を変更しました
- 併設短期入所は特別養護老人ホームあての木園 定員100人の空床利用の短期入所といいたします 令和8年2月1日から ※今回、定員20人を空床利用に変更した理由は、職員の確保が難しいためです
- 地域の短期入所利用のニーズに応えるため、現状に即したサービス提供とします

参考資料(新旧対照表)

改正後	改正前
<b>第2条 (運営の方針)</b> 事業所は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。	<b>第2条 (運営の方針)</b> 事業所は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
2. 事業の実施にあたっては、地域と家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町、地域の保健・福祉・医療サービス提供機関と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。	2. 事業の実施にあたっては、地域と家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町、地域の保健・福祉・医療サービス提供機関と密接な連携を図り、総合的なサービスを提供に努めるものとします。
<b>第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)</b> 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。 一. 管理者 1名(兼務) 事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 二. 医師 1名(嘱託) 利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。 三. 生活相談員 1名以上(兼務) 利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。 四. 介護職員 1名以上(兼務) 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。 五. 看護職員 1名以上(兼務) 利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。 六. 栄養士 1名以上(兼務) 食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。 七. 機能訓練指導員 1名以上(兼務) 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。 八. 事務員 1名以上(兼務) 必要な事務等を行います。	<b>第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)</b> 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。 一. 管理者 1名(兼務) 事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 二. 医師 1名(嘱託) 利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。 三. 生活相談員 1名以上 利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。 四. 介護職員 1名以上 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。 五. 看護職員 1名以上 利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。 六. 栄養士 1名以上 食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。 七. 機能訓練指導員 1名以上 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。 八. 事務員 1名以上 必要な事務等を行います。
<b>第5条 (利用者の定員)</b> 利用できる定員は併設の特別養護老人ホームあての木園定員100名のうち空床分とし、災害等やむを得ない場合を除いて利用定員及び居室の定員を超えて利用することはできません。	<b>第5条 (利用者の定員)</b> 利用できる定員は20人とし、災害等やむを得ない場合を除いて利用定員及び居室の定員を超えて利用することはできません。
<b>第6条 (通常の送迎の実施地域)</b> 通常の送迎の実施地域は、河井・鳳至・海士・輪島崎・大屋・鶴巣・西保・三井・河原田・南志見・町野(旧輪島市)とします。	<b>第6条 (通常の事業実施地域)</b> 通常の事業実施地域は、河井・鳳至・海士・輪島崎・大屋・鶴巣・西保・三井・河原田・南志見・町野(旧輪島市)とします。

<p><b>第17条（短期入所生活介護計画の作成）</b>      事業所の管理者は、生活相談員又は介護職員に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。      2. 短期入所生活介護計画の作成を担当する生活相談員又は介護職員（以下、「計画作成担当職員」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。      3. 計画作成担当職員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。      4. 計画作成担当職員は、短期入所生活介護計画の原案について利用者に説明し、同意を得ます。      5. 計画作成担当職員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。</p>	<p><b>第17条（短期入所生活介護計画の作成）</b>      事業所の管理者は、生活相談員又は介護職員に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。      2. 短期入所生活介護計画の作成を担当する生活相談員又は介護職員（以下、「計画作成担当職員」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。      3. 計画作成担当職員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。      4. 計画作成担当職員は、短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。      5. 計画作成担当職員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。</p>
<p><b>第25条（利用料及びその他の費用）</b>      サービスを提供了の場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。      2. 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供了場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る介護サービス費用基準額から事業者に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。      3. 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供了場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。      4. 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。      一. 食費は朝食410円、昼食は530円、夕食は535円の合計1475円／日 ただし、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収      二. 居住費は915円／日 ただし、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収      三. 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用は実費      四. 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用は実費      五. 送迎に要する費用は実費      六. 理容美容代は2750円／回      七. その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものは実費      5. サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。</p>	<p><b>第25条（利用料及びその他の費用）</b>      サービスを提供了の場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。      2. 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供了場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る介護サービス費用基準額から事業者に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。      3. 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供了場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。      4. 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。      一. 食事の提供に要する費用(食事材料費及び調理費用相当額)      二. 滞在に要する費用      三. 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用      四. 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用      五. 送迎に要する費用      六. 理容美容代      七. その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの      5. サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。</p>
<p><b>第30条（禁止行為）</b>      利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。      一. 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。      二. けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。      三. 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。      四. 指定した場所以外で火気を用いること。      五. 故意に事業所もしくは物品に損害を与える、又はこれを持ちだすこと。</p>	<p><b>第30条（禁止行為）</b>      利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。      一. 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。      二. けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。      三. 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。      四. 指定した場所以外で火気を用いること。      五. 故意に事業所もしくは物品に損害を与える、又はこれを持ちだすこと。</p>
<p><b>第33条（衛生管理及び感染症対策）</b>      事業所は、利用者と事業所の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各項に掲げる措置を講じます。      2. 事業所は、感染の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に（おおむね6ヶ月に1回以上）開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底をします。      3. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針・マニュアルを整備します。      4. 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。</p>	<p><b>第33条（衛生管理及び感染症対策）</b>      事業所は、利用者と事業所の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。      2. 事業所は、感染の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に（おおむね6ヶ月に1回以上）開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底をします。      3. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針・マニュアルを整備します。      4. 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。</p>
<p><b>第42条（苦情処理及び虐待の防止）</b>      法人は、利用者等からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。      2. 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者等からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。      3. 事業所は、サービスに関する利用者から等の苦情に関して、石川県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、石川県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。      4. 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発防止の徹底を図るために、虐待防止責任者を選任します。また、虐待の発生又はその再発防止のための対策を検討する委員会を設置し、1月に1回程度、定期的に開催するとともに、定期的に研修を行い（年1回以上）、職員に周知徹底を図ることとします。      5. 虐待の防止のための指針を整備します。      6. 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。</p>	<p><b>第42条（苦情処理及び虐待の防止）</b>      法人は、利用者等からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。      2. 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者等からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。      3. 事業所は、サービスに関する利用者から等の苦情に関して、石川県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、石川県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。      4. 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発防止の徹底を図るために、虐待防止責任者を選任します。また、虐待の発生又はその再発防止のための対策を検討する委員会を設置し、1月に1回程度、定期的に開催するとともに、定期的に研修を行い（年1回以上）、職員に周知徹底を図ることとします。      5. 虐待の防止のための指針を整備します。      6. 事業所は、サービス提供中に、職員又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。</p>

## ご相談ください 専門職が対応します

- 施設入所について、施設入所の利用料、入所に対する不明な点 など
- 介護認定の手続、介護サービス利用、介護サービスの種類、利用料金 など
- デイサービスの利用、ホームヘルパーの利用、ケアマネージャーの利用 など
- 気軽にご相談ください 連絡先は下記のとおりです



社会福祉法人 輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

電話番号 0768-26-1661

FAX番号 0768-26-1751

メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

Hp http://www.amusewajima.gr.jp/atenoki

**職員募集もしております  
問い合わせ先は下記まで**



認定事業者



公式ウェブサイト